

# 石川県公報

平成30年4月3日

第13093号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○退職した石川県監査委員の住所及び氏名(財政課)	1	○一般国道の区域の変更(道路整備課)	9
○石川県監査委員の選任(同)	1	○県道の区域の変更(同)	10
○平成30年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(管財課)	1	○県道の供用の開始(同)	10
○平成30年度に石川県において締結が見込まれる建築物の管理業務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(同)	4	○石川県医療計画の変更の概要公告(地域医療推進室)	10
○歳入の収納事務の委託(税務課)	6	○大規模小売店舗の変更の届出の公告(経営支援課)	14
○指定代理納付者の指定(県民交流課)	7	○土地改良区の役員退任公告(農業基盤課)	15
○森林病虫害等防除法第5条第1項の規定による命令の内容となる事項(森林管理課)	7	○土地改良区の役員就任公告(同)	15
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知(同)	8	○石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産課)	15
		○入札公告(警察本部)	16
		○公安委員会	
		○少年指導委員の委嘱	17

## 告 示

### 石川県告示第143号

平成30年3月27日付けで退職した石川県監査委員の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成30年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

河北郡内灘町字鶴ヶ丘5丁目1番地22 米田 昭夫  
金沢市広岡2丁目5番8号 石坂 修一

### 石川県告示第144号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、平成30年3月28日石川県監査委員を次のとおり選任した。

平成30年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県議会議員のうちから選任した者  
金沢市南御所町73番地 米澤 賢司  
野々市市野代二丁目115番地 吉田 修

### 石川県告示第145号

平成30年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条に規定するものをいう。)に関し、競争入札に参加する者に必要な資格の基本となる事項並びに資格審査の申請の時期及び方法を次のとおり告示する。

平成30年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 調達をする物品等の種類

調達をする物品等(特例政令第2条第2号に規定するものをいう。)の種類は、次のとおりとする。

車両類、機械器具類、パーソナルコンピュータ等

## 2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

## 3 申請の方法

### (1) 申請書の入手方法

当県所定の競争入札参加者資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、平成30年4月1日から(4)に掲げる交付場所において、競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者に交付する。

### (2) 申請書の提出方法

競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること（郵送の場合は、書留郵便とすること。）。

ア 申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）に係る貸借対照表、損益計算書及び株主（社員）資本等変動計算書（株主（社員）資本等変動計算書にあっては、法人の場合に限る。以下これらの書類を「財務諸表」という。）

イ 石川県税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来した県税に関するもの）

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来したもの）

エ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

オ 委任状（代理人を選任した場合に限る。）

カ 誓約書

キ 役員等名簿

ク その他知事が指示する書類

### (3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

### (4) 申請書の交付場所及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

## 4 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後競争入札の参加を制限された期間を経過していないもの（これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後、競争入札の参加を制限された期間を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(4) 直前決算において販売（製造）高のない者

(5) 申請をする日の前日までに納期限の到来した県税を滞納している者

(6) 次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

- (平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)  
又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 競争入札に参加する者の資格の審査等
- (1) 競争入札に参加する者の資格の審査は、次に掲げる項目について行う。
- ア 営業年数  
申請をする日の前日までの営業年数
  - イ 役員及び従業員数  
申請をする日の前日における常勤の役員及び従業員数
  - ウ 自己資本の額  
直前決算における自己資本の額(法人にあつては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあつては純資本の額とする。)
  - エ 流動比率  
直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た百分比
  - オ 年間販売(製造)高  
直前決算における販売高又は製造高
  - カ 環境への配慮の状況
  - キ ワークライフバランス等の推進の状況
  - ク 障害者雇用環境整備の状況
  - ケ 指名停止の状況
- (2) この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者(以下「競争入札参加資格者」という。)については、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号。以下「平成9年告示」という。)による平成30年度の競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。
- (3) 平成9年告示に基づく審査において平成30年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者については、この告示による競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。
- 6 資格審査結果の通知  
競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。
- 7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間
- (1) 決定の日から平成32年3月31日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年9月中に平成32年度及び平成33年度の資格審査の公示を予定しているため、当該公示に基づき申請書類を提出すること。
- 8 申請書の変更届  
競争入札参加資格者は、経営の状況が申請の内容と著しく相違したとき、又は次のいずれかに変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
- (1) 住所(所在地)
  - (2) 商号又は名称
  - (3) 代表者の職・氏名
  - (4) 役員等の職・氏名
  - (5) 使用印鑑
  - (6) 委任事項等

- (7) 電話番号
- (8) ファックス番号

#### 9 資格の取消し等

競争入札参加資格者が4(2)に規定する事由に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

#### 石川県告示第146号

平成30年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定するものをいう。）に関し、競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等を次のとおり告示する。

平成30年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 調達をする特定役務の種類

調達をする特定役務（特例政令第2条第3号に規定するものをいう。）の種類は、建築物の管理業務であって、次のとおりとする。

清掃業等

#### 2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

#### 3 申請の方法

##### (1) 申請書の入手方法

当県所定の競争入札参加者資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、(4)に掲げる交付場所において、競争入札参加者資格を得ようとする者に交付する。

##### (2) 申請書の提出方法

競争入札参加者資格を得ようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること（郵送の場合は、書留郵便とすること。）。

ア 申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）に係る貸借対照表、損益計算書及び株主（社員）資本等変動計算書（株主（社員）資本等変動計算書にあっては、法人の場合に限る。以下これらの書類を「財務諸表」という。）

イ 石川県納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来した県税に関するもの）

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来したもの）

エ 事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出を証する書類の写し

オ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

カ 委任状（代理人を選任した場合に限る。）

キ 誓約書

ク 役員等名簿

ケ その他知事が指示する書類

##### (3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その書類で外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

##### (4) 申請書の交付及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課庁舎管理グループ 電話番号 076-225-1261

#### 4 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後競争入札の参加を制限された期間を経過して

いないもの(これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後、競争入札の参加を制限された期間を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し必要とされる許可、認可等を得ていない者又は登録若しくは届出を怠っている者

(4) 直前決算において請負高のない者

(5) 申請をする日の前日までに納期限の到来した県税を滞納している者

(6) 次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 5 競争入札に参加する者の資格、審査等

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査は、次に掲げる項目について行う。

ア 営業年数

申請をする日の前日までの営業年数

イ 役員及び従業員数

申請をする日の前日における常勤の役員及び従業員数

ウ 自己資本の額

直前決算における自己資本の額(法人にあっては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあっては純資本の額とする。)

エ 技術者数

申請日の前日における法令等に基づく技術者数

オ 流動比率

直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た百分比

カ 申請に係る事業の直前決算における年間請負高の合計

キ 環境への配慮の状況

ク ワークライフバランス等の推進の状況

ケ 障害者雇用環境整備の状況

コ 指名停止の状況

(2) この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者(以下「競争入札参加資格者」という。)については、平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号。以下「平成11年告示」という。)による平成30年度の競争入札に参加する者の資格を有する者の資格を有する者とみなす。

- (3) 平成11年告示に基づく審査において平成30年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者については、この告示による競争入札に参加する者とみなす。
- 6 資格審査結果の通知  
競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。
- 7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間  
(1) 決定の日から平成32年3月31日までとする。  
(2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年9月中に平成32年度及び平成33年度の資格審査の公示を予定しているため、当該公示に基づき申請書類を提出すること。
- 8 申請書の変更届  
競争入札参加資格者は、経営の状態が申請の内容と著しく相違したとき、又は次のいずれかに変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。  
(1) 住所(所在地)  
(2) 商号又は名称  
(3) 代表者の職・氏名  
(4) 役員等の職・氏名  
(5) 使用印鑑  
(6) 事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出に関する事項  
(7) 資格、免許等の取得  
(8) 委任事項等  
(9) 電話番号  
(10) ファックス番号
- 9 資格の取消し等  
競争入札参加資格者が4(2)に規定する事由に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

#### 石川県告示第147号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託した。

平成30年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県税のコンビニエンスストア収納事務	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
	東京都中央区日本橋一丁目1番1号	国分グローサースチェーン株式会社	
	東京都港区港南1丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス	
	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート	
	群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン	
	東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	ミニストップ株式会社
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	山崎製パン株式会社
東京都品川区大崎1丁目11番2号	株式会社ローソン

### 石川県告示第148号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、同項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）を次のとおり指定した。

平成30年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定代理納付者の商号及び本店の所在地  
ヤフー株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー
- 指定代理納付者に代理納付させる歳入  
ふるさと石川応援寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。）
- 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード  
V I S A  
M a s t e r C a r d  
J C B  
A m e r i c a n E x p r e s s  
D i n e r s C l u b
- 指定代理納付者の指定期間及び歳入を代理納付させる期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

### 石川県告示第149号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定による命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 区域及び期間
  - 区域  
加賀市、小松市、能美市、白山市、金沢市、かほく市、羽咋市、七尾市、輪島市及び珠洲市並びに河北郡内灘町及び津幡町、羽咋郡宝達志水町及び志賀町、鳳珠郡穴水町及び能登町に存する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域
  - 期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 森林病虫害等の種類  
松くい虫
- 行うべき措置の内容  
松くい虫が附着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材

であるものを含む。)並びにこれらの包装をいう。)は、松くい虫を駆除した後でなければ移動しないこと。ただし、松くい虫が付着している伐採木等の破砕又は焼却を目的として、移動場所、移動時間、駆除予定時期等を事前に当該伐採木等の存する地域を管轄する農林総合事務所長に申請し、承認を受けた場合については、この限りでない。

#### 4 命令をしようとする理由

1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林において、松くい虫の被害が発生しており、又は発生するおそれがあり、本年度の気象条件等からみて3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

#### 5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

### 1 区域及び期間

#### (1) 区域

加賀市、小松市、能美市、白山市、かほく市、羽咋市、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町及び志賀町に存する森林の区域のうち、次のとおりとする。

#### (2) 期間

平成30年5月20日から同年7月20日まで

### 2 森林病虫害の種類

松くい虫

### 3 行うべき措置の内容

1(1)の区域内において松くい虫による被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に薬剤による防除を実施すること。

#### 4 命令をしようとする理由

松くい虫が異常にまん延し、1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

#### 5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、平成30年4月20日までに当該樹木の所在する地域を所管する農林総合事務所長を経由して、知事に防除実施計画を提出しなければならない。

(3) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに当該樹木の所在する地域を管轄する農林総合事務所を経由して、知事にその旨を届けなければならない。

(4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理するものが1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課並びに加賀市、小松市、能美市、白山市、かほく市及び羽咋市の市役所並びに河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町及び志賀町の町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 石川県告示第150号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

白山市白峰十三号8の甲、8の2

#### 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

#### 3 変更後の指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

白山市白峰二十五号32の4、二十六号68の1

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

白山市白峰二十六号68の3

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 石川県告示第151号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成30年4月3日から同月17日まで縦覧に供する。

平成30年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
249号	下記区間を道路区域から除外する。				珠洲土木 事務所 維持管理課
	珠洲市宝立町金峰寺末字18番1地先から 珠洲市上戸町北方五字163番17地先まで		5.78~39.34	4,555.0	

## 石川県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成30年4月3日から同月17日まで縦覧に供する。

平成30年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
高屋出田線	珠洲市笹波町壺七部8番1地先から 珠洲市笹波町壺七部6番1地先まで	旧	5.00~13.30	77.3	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	8.57~21.14	77.3	
"	珠洲市笹波町壺七部5番1地先から 珠洲市笹波町壺九部15番地先まで	旧	5.08~9.75	71.8	"
		新	5.18~16.86	71.8	
珠洲穴水線	下記区間を道路区域から除外する。				珠洲土木 事務所 維持管理課
	珠洲市宝立町鶴飼式字14番1地先から 珠洲市宝立町鶴飼午字41番1地先まで		6.00~16.54	773.8	
若山上戸線	下記区間を道路区域から除外する。				"
	珠洲市上戸町南方七字11番地先から 珠洲市上戸町南方ろ字15番1地先まで		4.13~52.98	7,879.6	

## 石川県告示第153号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成30年4月3日から同月17日まで縦覧に供する。

平成30年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦覧場所
高屋出田線	珠洲市笹波町壺七部8番1地先から 珠洲市笹波町壺七部6番1地先まで	平成30年4月3日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
"	珠洲市笹波町壺七部5番1地先から 珠洲市笹波町壺九部15番地先まで	"	"

## 公 告

## 石川県医療計画の変更の概要公告

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、平成30年4月1日に石川県医療計画を変更したので、その概要を次のとおり公表する。

なお、変更後の石川県医療計画は、平成30年4月3日から同年5月2日まで石川県行政情報サービスセンター並びに県内の各保健福祉センター及び同地域センターにおいて縦覧に供する。

平成30年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県医療計画

## 第1章 計画の考え方

## 1 計画策定の趣旨

心身ともに健康で生き生きと暮らすことは、県民すべての願いであるとともに、地域発展の基盤となるものである。平成27年度に策定された石川県長期構想の基本目標である「個性、交流、安心のふるさとづくり」の実現のためにも、県民に必要な医療がしっかりと提供される地域社会を構築していくことが大切である。

本計画は、今後求められる、県民ニーズに即した医療提供体制の整備に関する基本的な指針として策定するものである。

## 2 計画策定の背景

平成25年4月に策定した第6次石川県医療計画の計画期間の終了

## 3 計画の性格

- (1) 医療法に基づく計画
- (2) 石川県における医療に関する総合計画

## 4 計画の期間

平成30年度から6年間

## 第2章 地域の概況

- 1 人口
- 2 人口動態
- 3 主要死因の動向
- 4 受療の状況
- 5 医療提供施設等の状況
- 6 医療費の状況

## 第3章 医療圏の設定と基準病床数

## 1 医療圏の設定

## (1) 二次医療圏

主として病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域

医療圏名	構成市町名
南 加 賀	小松市、加賀市、能美市、川北町
石 川 中 央	金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町
能 登 中 部	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町
能 登 北 部	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

## (2) 三次医療圏

特殊な医療を提供する病床の整備を図るべき地域的単位としての区域（県全域）

## 2 基準病床数

病床の種別	区 域	基準病床数
療 養 病 床 及 び 一 般 病 床	南 加 賀	1,917 床
	石 川 中 央	6,875
	能 登 中 部	1,084
	能 登 北 部	550
	計	10,426
精 神 病 床	県 全 域	3,018
結 核 病 床	県 全 域	48
感 染 症 病 床	県 全 域	20

## 第4章 地域医療構想

- 1 地域医療構想策定の趣旨及び内容
  - (1) 地域医療構想策定の趣旨
  - (2) 石川県地域医療構想の内容
  - (3) 将来の目指すべき姿
  - (4) 構想区域
- 2 2025年の必要病床数等
  - (1) 2025年における医療需要及び必要病床数
  - (2) 構想区域ごとの2025年の必要病床数
  - (3) 2025年における在宅医療等の必要量
- 3 将来のあるべき医療提供体制を実現するための取組
- 4 地域医療構想の進め方
- 5 各構想区域における施策の方向性
  - (1) 南加賀構想区域
  - (2) 石川中央構想区域
  - (3) 能登中部構想区域
  - (4) 能登北部構想区域

#### 第5章 医療提供体制の整備

- 1 医療機関相互の機能分担と連携
  - (1) 地域の医療機関相互の機能分担と連携の強化
  - (2) 県民への広報の充実
- 2 医療サービスの質の向上
  - (1) 各医療機関におけるカルテ開示等への取組みの促進
  - (2) インフォームド・コンセント等の普及促進
  - (3) 人生の最終段階における医療に対する正しい理解の普及啓発
  - (4) 第三者機関による病院機能評価の活用推進
- 3 医療安全対策の推進
  - (1) 医療事故等の予防対策の強化
  - (2) 医療事故等の発生時対応及び再発防止対策の強化
  - (3) 医療に関する相談・苦情への適切な対応
  - (4) 医薬品等の安全確保
- 4 医療情報提供体制の充実
  - (1) 医療情報システムの活用
  - (2) 県民等に対する情報提供体制の充実
- 5 疾病対策別等の医療連携体制の充実
  - (1) がん
  - (2) 脳卒中
  - (3) 心血管疾患
  - (4) 糖尿病
  - (5) 精神疾患
  - (6) 感染症
  - (7) 難病
  - (8) 臓器等移植
  - (9) 歯科
- 6 子どもの医療体制の充実
  - (1) 周産期医療
  - (2) 小児医療
- 7 救急医療対策の充実
  - (1) 初期救急医療体制の確保

- (2) 二次救急医療体制の確保
  - (3) 三次救急医療体制の確保
  - (4) 病院前救護活動の強化
  - (5) 関係機関同士の連携強化
  - (6) 救急医療従事者の研修の実施
  - (7) 県民への普及啓発
- 8 災害医療対策の充実
- (1) 一般災害対策の充実
  - (2) 原子力災害医療体制の充実
  - (3) 国民保護計画に沿った災害対策の充実
  - (4) 災害医療に関する研修・訓練の充実
  - (5) 災害時における広域的な相互応援体制の強化
  - (6) 医療関係団体との連携強化
  - (7) 災害発生初動期に必要な医薬品等の確保
- 9 へき地医療対策の充実
- (1) 医師確保の方策
  - (2) 看護師等確保の方策
  - (3) 能登北部地域等の地域医療の確保
  - (4) 他の医療圏との連携強化
- 10 在宅医療の推進
- (1) 在宅医療連携システムの強化
  - (2) 在宅医療を支える人材の確保・育成
  - (3) 住民への在宅医療に関する普及啓発
  - (4) 認知症患者への対応
  - (5) 末期がん患者、小児在宅患者などへの対応
- 11 公的医療機関等の役割
- 12 医薬分業の推進
- 13 血液確保対策の推進

#### 第6章 保健・医療基盤の充実

- 1 保健・医療従事者の確保と資質の向上
- (1) 医師
    - ① 能登北部を中心とした医師確保
    - ② 特定診療科の医師確保
    - ③ 病院勤務医・女性勤務医の勤務環境の改善
    - ④ 臨床研修医等の確保
    - ⑤ 新専門医制度への対応
    - ⑥ 国への要望
    - ⑦ 生涯研修及び臨床研修による医師の資質の向上
  - (2) 歯科医師
    - ① 最新の知見や適切な口腔ケア等の技術を習得するための研修の実施
    - ② 在宅歯科治療の技法や要介護者の歯科的特性に関する研修の実施
  - (3) 薬剤師
    - ① 薬剤師の確保
    - ② 研修体制の整備
  - (4) 保健師・助産師・看護師・准看護師
    - ① 養成の強化・拡充
    - ② 定着の促進
    - ③ 再就業の促進

- ④ 資質の向上
- ⑤ 訪問看護の推進
- ⑥ 看護補助者の活用
- (5) 理学療法士・作業療法士  
人材確保と生涯学習の推進
- (6) 歯科衛生士・歯科技工士  
研修を通じた資質の向上
- (7) 診療放射線技師・臨床検査技師、栄養士、医療ソーシャルワーカー等
- 2 関係機関の機能充実
  - (1) 保健福祉センター（保健所）
    - ① 専門的、技術的業務の強化
    - ② 災害対策の充実強化
  - (2) 市町保健センター等  
専門技術職員の計画的な確保と人材の育成
  - (3) こころの健康センター  
発達障害支援センター機能の強化
  - (4) リハビリテーションセンター
    - ① リハビリテーション医療の強化及び福祉用具に関する技術支援、研修の充実
    - ② 難病相談・支援センター、高次脳機能障害相談・支援センターの充実
  - (5) 保健環境センター  
保健・環境情報の収集・解析・提供の充実
- 第7章 計画の推進体制
- 1 計画の推進体制  
石川県医療計画推進委員会等での協議、計画達成状況の評価
- 2 国との連携
- 3 県民・関係者への周知

---

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成30年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
金沢パティオ  
金沢市堅町45番地2 ほか
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) みずほ信託銀行株式会社  
代表取締役 中野 武夫  
東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
(変更後) みずほ信託銀行株式会社  
代表取締役 飯盛 徹夫  
東京都中央区八重洲一丁目2番1号
- 3 変更の年月日  
平成29年6月30日

- 4 変更する理由  
建物設置者の代表者が変更となったため
- 5 届出年月日  
平成30年3月23日
- 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 7 届出等の縦覧期間  
平成30年4月3日から同年8月3日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
平成30年8月3日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課

---

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成30年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

大場土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	北村保幸	金沢市みづき1-207番地	平成30年2月3日
〃	岡島哲正	〃 八田町東8番地	平成30年1月24日

---

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成30年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

八田土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	東孝夫	金沢市八田町東1461番地	平成30年2月19日

大場土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	今井信夫	金沢市大場町東224番地2	平成30年4月1日
〃	中村眞勇	〃 八田町東206番地	〃

---

石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成29年12月22日公表）の一部を平成30年3月29日に変更したので、次のとおり公表する。

平成30年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

変 更 項 目	変 更 前	変 更 後
第1種特定海洋生物資源の平成30年の管理の対象となる期間及び知事管理量	(4) するめいか 平成30年4月から平成31年3月まで 管理の対象となる期間までに知事管理量を設定	(4) するめいか 平成30年4月から平成31年3月まで 若干

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名  
特殊詐欺被害防止電話広報業務委託
- (2) 業務内容  
入札説明書による。
- (3) 委託期間  
契約締結の日から平成31年3月31日まで

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号）に基づき、平成30年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成30年4月9日（月）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注したアウトバウンドコール委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。
- (3) プライバシーマーク又はISO27001の第三者認証を取得し、業務を実施する事業所が認証登録範囲に含まれていること。

### 4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成30年4月10日（火）までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

## 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先  
〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110
- (2) 入札説明書の交付方法  
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限  
平成30年4月11日(水)正午  
(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所  
平成30年4月11日(水)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

## 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

## 9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

## 10 契約書作成の要否

要

## 11 入札保証金及び契約保証金

免除

## 公 安 委 員 会

## 石川県公安委員会告示第35号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定により、平成30年4月1日、次のとおり少年指導委員を委嘱した。

平成30年4月3日

石 川 県 公 安 委 員 会

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
江 川 明 油 谷 肇 諸 江 隆 井 上 佳 一 鈴 木 勉 北 山 隆	金沢市下本多町六番丁15番地1 金沢中警察署 生活安全課 電話(076)222-0110	(金沢市)片町1~2丁目、木倉町、香林坊1~2丁目、広坂1丁目、柿木畠、尾山町、堅町、大工町、十三間町、野町2~4丁目、増泉1~5丁目、白菊町、中村町、石引1~2丁目、小立野2~5丁目、円光寺2丁目、西泉2丁目、西泉4丁目、泉本町7丁目、横川6丁目、額新保1丁目、もりの里1丁目

長 田 竜 夫 坂 本 明 吉 藤 順 恵 的 場 定 志	金沢市元町2丁目15番1号 金沢東警察署 生活安全課 電話 (076) 253-0110	(金沢市) 木ノ新保町、此花町、本町2丁目、堀川町、堀川新町、広岡1丁目、昭和町、長田本町、駅西本町1丁目、諸江町、割出町、武蔵町、笠市町、尾張町1～2丁目、橋場町、鳴和2丁目、神宮寺2丁目、神谷内町、疋田2丁目、千木町、福久町、福久2丁目、福久東1丁目、南森本町、沖町、上堤町、下堤町
長 定 弘 新 保 公 尉	金沢市金石本町イ1番地1 金沢西警察署 生活安全課 電話 (076) 266-0110	(金沢市) 新神田2丁目、藤江南2～3丁目、松村1～2丁目、無量寺3～4丁目、金石本町、専光寺町、藤江北2～3丁目、北町、駅西本町5丁目、西念2丁目、示野中町、畝田西1丁目、神野1丁目、北間町、黒田1丁目、古府2～3丁目、桜田町、示野町南、新保本3丁目、高島3丁目、戸板西2丁目、松島町、大河端西1丁目、近岡町、古府町南
山 村 正 信 吉 田 公 一 砂 上 薫 下 口 猛 男 東 野 武 子	加賀市大聖寺東町1丁目1番地 大聖寺警察署 生活安全課 電話 (0761) 72-0110	(加賀市) 片山津温泉、山代温泉、山中温泉本町一～二丁目、中代町、桑原町、箱宮町、上河崎町、庄町、三木町、作見町
川 南 英 信 上 村 英 一 橋 恵 子 久 田 進	小松市上小松町乙163番地の1 小松警察署 生活安全課 電話 (0761) 22-0110	(小松市) 土居原町、東町、八日市町、飴屋町、大和町、清水町、園町、本折町、大文字町、粟津町、有明町、長田町、平面町、相生町、光町、符津町、今江町、一針町、宝町、長崎町、城南町、栄町、寺町、井口町、湯上町、幸町、沖町
藤 田 圭 治 奥 井 智 幸 塚 本 茂 樹	白山市倉光九丁目11番地1 白山警察署 生活安全課 電話 (076) 216-0110	(白山市) 辰巳町、西新町、水澄町、中奥町、村井町、田中町、番匠町、平松町、湊町、八日市町、森島町、倉光十丁目、小柳町、井口町、鶴来水戸町 (野々市市) 本町一丁目、本町三丁目、本町六丁目、矢作四丁目、菅原町、高橋町、若松町、横宮町、御経塚二丁目、御経塚四丁目、新庄二丁目、徳用町、白山町
高 森 良 昭 中 嶋 正 昭	河北郡津幡町字加賀爪又40番地の3 津幡警察署 生活安全課 電話 (076) 289-0110	(かほく市) 森、高松、浜北、内日角、横山 (河北郡内灘町) 字向栗崎五丁目 (河北郡津幡町) 字横浜、字中橋、字庄
前 多 永 憲	羽咋市旭町ニ20番地4 羽咋警察署 生活安全課 電話 (0767) 22-0110	(羽咋市) 旭町、中央町、川原町、的場町、本町、石野町、粟生町 (羽咋郡志賀町) 高浜町、堀松、相神
西 山 光 男 井 上 茂	七尾市藤橋町亥部45番地1 七尾警察署 生活安全課 電話 (0767) 53-0110	(七尾市) 和倉町、神明町、大手町、御祓町、本府中町、府中町、古府町、国分町、千野町、藤野町、小島町、白馬町、中島町中島、舟尾町、藤橋町 (鹿島郡中能登町) 井田